

発表日	令和2年5月1日
担当	教育部 学校教育課 教育指導係 町民福祉部 子育て支援課 保育園・幼稚園係
連絡先	0463-61-4100 《小中学校》学校教育課 内線325・340 《幼稚園》子育て支援課 内線317・318

町立幼稚園及び小・中学校の 臨時休業の実施（延長）について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく令和2年4月7日の緊急事態宣言を受け、神奈川県教育委員会から発出された各市町村教育委員会への要請通知に基づき、町立幼稚園及び小・中学校につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次のとおり臨時休業を実施（延長）することとしましたのでお知らせします。

○実施（延長）期間

令和2年5月7日（木）～令和2年5月10日（日）

○実施校（園）

- 大磯町立大磯小学校（中郡大磯町東小磯3）
- 大磯町立国府小学校（中郡大磯町月京18-1）
- 大磯町立国府小学校生沢分校（中郡大磯町生沢530）
- 大磯町立大磯中学校（中郡大磯町東小磯261）
- 大磯町立国府中学校（中郡大磯町月京40-1）
- 大磯町立国府中学校生沢分校（中郡大磯町生沢530）
- 大磯町立大磯幼稚園（中郡大磯町大磯942）
- 大磯町立たかとり幼稚園（中郡大磯町生沢402-1）

※この内容は5月1日時点のものとし、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の状況により、変更する場合があります。